

令和5年度財政援助団体監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

2 監査の対象

- | | |
|------------|---------------------|
| (1) 団体名 | 黒石こみせまつり実行委員会 |
| (2) 補助金の名称 | 令和4年度黒石市産業・観光振興等補助金 |
| (3) 補助金の額 | 1,300,000円 |
| (4) 所管課 | 商工観光部商工課 |

3 監査の期間

令和5年9月13日から令和5年10月24日まで

4 監査の着眼点

(1) 所管課

- ア 補助金の決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金の交付の目的及び対象となる事業の内容は明確であり、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金の額の算定並びに補助金の交付の方法、時期及び手続は、適正に行われているか。
- エ 補助金の交付の対象となる事業の内容及び経費並びにその使途の適正性及び効果について、実績報告書により十分に確認されているか。
- オ 実績報告書の内容は、領収書等の証拠書類等との突合を行うなど十分に確認されているか。
- カ 補助金を交付する団体への指導監督は、適切に行われているか。

(2) 財政援助団体

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表と所管課へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書とは、符号するか。
- イ 補助金交付申請書の提出並びに補助金の請求及び受領は、適時に行われているか。
- ウ 事業は、計画に従って実施され、十分に効果が上げられているか。
- エ 出納の関係帳票等の整備及び記帳は、適正に行われているか。また、領収等の証拠書類の整備及び保存は、適切に行われているか。
- オ 補助金に係る収支の会計経理は、適正に行われているか。
- カ 現金、預金通帳、銀行印等の管理体制は、適切に行われているか。

5 監査の方法

本監査は、令和4年度における補助金の交付手続、受入れ、支出及び執行状況について、預金通帳、証拠書類等を審査し、所管課からの聴取を行った上で、調査を実施した。

6 監査の結果

補助金の交付事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理において改善及び検討を要する事項がみられた。

(1) 補助金の交付の手続について

補助金の交付の手続については、補助金の交付に関する書類を調査した結果、おおむね適正に行われているものと認めた。

(2) 補助金の受入れ及び支出について

補助金の受入れについては、預金通帳の振込みを確認した結果、確実に受け入れられており、補助金の交付の対象となる事業に使用されているものと認めた。

支出については、補助金の交付の対象となる経費が当該事業以外には使用されていないものと認めた。

会計経理については、収入及び支出の事務において、通帳の入出金と一部異なる事務処理をしていたので、適正な事務処理に努められたい。

(3) 補助金の交付の対象となる事業の執行状況について

補助金の交付の対象となる事業については、事業計画に基づき実施されているものと認めた。

(4) 事業実績報告書について

ア 実績報告書については、黒石市産業・観光振興等補助金交付要綱第9条に基づき、団体から期限内に提出されていたが、実施された事業に対する効果が確認できる資料を添付するよう検討されたい。

イ 当該報告書に添付されている収支決算書において、ずぐり回し選手権大会に係る事業費の全般を一括して一つの費目として計上していることから、今後は、費目ごとに収支決算書を作成するよう指導した。

ウ 当該収支決算書において、特別事業積立金の項目があり、翌年度の繰越金に計上せずに別枠を設けていた。積立金の原資が市の補助金であるかどうか定かではないが、余剰資金を有している状態である。補助金の交付の対象となる経費は、その事業年度に発生した経費を前提としており、補助金の交付の必要性に対する判断を適切に行うためにも、積立金の使途を明確にする必要がある。

団体においては、今後の対応について検討されたい。

また、所管課においては、提出された書類について精査し、指導及び監督を適切に行うよう努められたい。

7 監査の結果に対する報告

改善及び検討を要する事項については、所管課及び財政援助団体において事務の改善を図り、適切な措置を講じた上で、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その結果を令和6年1月12日（金）までに通知されたい。